

2026年3月7日

報告テーマ：「台湾におけるサステナビリティ情報開示をめぐる法改正の動向について」

報告者：台湾・中央警察大学法律学系 ・黄 瑞宜 助理教授

場所：京都先端科学大学・太秦キャンパスにて

報告要旨

近年、投資家にとって、企業のサステナビリティへの取り組みや ESG 情報が投資判断において非常に重要視されるようになった。こうした ESG 投資への関心が高まる中で、国際的にも、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB 審議会」という）がサステナビリティ開示基準を策定するなど、非財務情報の開示基準の統一化・厳格化が進んでいる。

これを受け、ここ数年間、台湾国内でも、サステナビリティ情報開示を充実させるために、関連する法改正及び制度整備が急速に進展している。2023年に金融監督管理委員会（以下「金管会」という）は、「上場企業向けのサステナビリティ行動計画」が公表された。さらにサステナビリティ報告書の品質と透明性を継続的に向上させるため、同年8月17日に国際会計基準（以下「IFRS 基準」という）に準拠するためのブループリントを公表した。

また、国際社会では、グリーンウォッシングのリスクに非常に重要視されてきた。サステナビリティ情報開示の趨勢についても、自主的開示のサステナビリティ報告書から法定開示の義務化へと移行されている。そのため、金管会は、あらゆる上場企業が2025年5月5日に修正公布された「上場企業によるサステナビリティ報告書の作成および提出に関する手順」（以下、本手順）に、あらゆる上場企業がサステナビリティ情報に関する取組みを GRI スタンドに準拠し、「サステナビリティ報告書」を開示するほかに、2026年以降、上場企業に対して、既存の法定開示の体系の中で、IFRS サステナビリティ開示基準（「S1 基準」および「S2 基準」）にしたがい、上場企業の年次報告書に記載すべく情報に関する基準」（以下「本基準」という）の「年次報告書サステナビリティに関する章」において、サステナビリティに関する情報開示項目を開示するとした。

そのため、本基準第7条、第10条の1及び第23条は同年11月7日に修正公布されるに至った。本基準の改正によって、上場企業に対するサステナビリティ情報開示媒体は二つとなった。

だが、IFRS サステナビリティ情報開示基準では、企業に対して、投資家の意思決定に役立つ重要なサステナビリティ関連財務の情報の開示が求められている。

これに対して、「サステナビリティ報告書」は、主に投資家や消費者や従業員

員などといったステークホルダーを適用対象として、企業の透明性を高め、経済的パフォーマンスと環境保護および社会的責任を理解できるように、信頼関係の構築、投資の誘致および市場競争力を強化することを目的としている。すなわち、「サステナビリティ報告書」は、企業が環境、社会、ガバナンスの3つの主な分野における実績と成果を開示し、持続可能な開発へのコミットメントを示す報告書を定期的に発行するものである。

「サステナビリティ報告書」と「年次報告書サステナビリティに関する章」両者は、どちらも非財務情報を開示するとのことで、開示内容の項目が実に重複する場合もある。このように、非財務情報と財務情報は、交差していないようにみえるが、投資家の投資判断に影響を与える可能性が考えられる。

サステナビリティ報告書は主に複数のステークホルダーに焦点を当て、財務的な重要性と影響の重要性を重んじる。一方、「年次報告書サステナビリティに関する章」は、主に投資家の懸念事項に焦点を当て、財務関連情報の重要性を重視するとのことで、両者の性質が実に異なるものであるといえよう。

本来なら、「サステナビリティ報告書」は証券取引法の規定に基づき、報告・公表されるべき「財務報告業務書類」には該当しないし、仮に不備や欠缺があったとしても、発行者や役員に法的責任を問うのが困難であろう。

とりわけ、サステナビリティ情報が不実開示された場合、現行法である証券取引法第20条第2項、第171条第1項、第174条に所定される民事・刑事責任が問われるか否か今回の法改正においてまったく触れていない。

サステナビリティ規制は世界的に任意開示から法定開示・厳格化にともない、台湾では、2028年からあらゆる上場企業に対してサステナビリティ情報を開示することが義務つけられるようになり、資本額や規模がそれほど大きくない上場企業に対して、過度な負担となるのではないかと懸念されている。

これに対して、日本では、SSBJ基準における適用対象企業の定めがないが、プライム上場企業だけが適用する。しかも、5000億円未満プライム上場企業への一律適用について、義務化の見送りも含めた再検討に入った。その背景には、EUでも中小企業への開示義務を緩和する動きが出ているほか、日本国内でも規模が小さい企業に対する「過度な負担」との懸念が根強くあったからであることが分かった。

したがって、本報告は、本基準第7条、第10条の1及び第23条の規定を焦点に当てて、台湾におけるサステナビリティ情報開示をめぐる法改正の動向を概観しながら、比較法的な見地からその適用対象企業をめぐって私見を述べる。